

訴 状

2005年(平成17年)11月17

日

大阪地方裁判所御中

原告訴訟代理人弁護士 丹羽 雅雄

同 有村 とく子

同 大橋 さゆり

同 小野 順子

同 甲田 通昭

同 後藤 達哉

同 沙々木 睦

同 澤田 脩

同 七堂 眞紀

同 田中 泰雄

同 中森 俊久

同	福西 咲也子
同	藤田 正隆
同	普門 大輔
同	三嶋 周治
同	峯田 和子
同	村井 潤
同	文 昌燮
同	林 範夫

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴額 5,500,000円

貼用印紙額 32,000円

請求の趣旨

1 被告らは、原告に対し、連帯して金5,500,000円及びこれに対する2005年(平成17年)1月15日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告は、在日韓国人2世であり、日本で生まれ育った。また、原告は、2004年(平成16年)10月、大阪弁護士会に登録した弁護士でもある。

2 被告 (以下、「被告」という)は、大阪市北区所在「マンション」(以下、「本件物件」という)の所有者の1人である。被告の本件マンションの持ち分は、100分の8に過ぎない(甲1)が、マンション入居者の決定などについては、主に被告に決定権がある(甲6の34項)。

3 被告大阪市は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体である(地方自治法1条の2)。

第2 被告による入居差別

1 原告は、弁護士登録後の3か月間、韓国に語学留学した後、2005年(平成17年)1月4日より弁護士業務を開始した。原告は、これを機に引っ越しを考え、原告の友人である訴外 (以下、「友人」という)とルームシェアすることとした。

そこで、同年1月9日、大阪弁護士協同組合提携業者である株式会社エイ

ブル梅田新道店（以下「エイブル」という）に物件の仲介を依頼した。

- 2 同月10日、原告は、友人と共にエイブルを訪れ、いくつかの物件を紹介された。その後、原告は仕事に行くため退店し、友人がエイブルの店長（当時、以下、「店長」という）と物件を見て回った。友人はその際、店長との雑談の中で、「今でも国籍を理由にした入居差別があるのか」と問い、店長は、「もう、ほとんどなくなっている」旨答えた。

この日、原告及び友人が気に入った物件がなかったため、エイブルがさらに物件を探し、原告と友人とが後日エイブルを訪れることとなった。

- 3 翌11日から14日までの間に、エイブルは、原告及び友人の希望に沿うと判断したいくつかの物件情報を、原告宛にファックス送信した（甲2）。

本件物件は、11日にファックス送信されており（甲2）、これには「友人同士の入居可」との記載がある（甲3）。

他方で、エイブルは、原告にファックスした物件につき、事前に家主らに連絡を取り、現在も空室であるかの確認とともに、入居者募集条件等に変更のないことを確認した。

- 4 同月15日、原告がエイブルを訪れたところ、店長は原告に対し、「今日、見て頂く物件は、家主さんに康さん（原告）の職業と国籍については了承を得ています」と話した。

原告はエイブルの店員と共に店を出て、途中で友人と落ち合い、3人でいくつかの物件を見て回った結果、本件物件が気に入り、入居することを決めた。

そこで、原告と友人は2人でエイブルを訪れ、店長にその旨を話し、店長は被告に確認の電話をかけた。しかし、その電話は長引き、電話を切った店長が、原告に対し、被告から「以前マンションに中国人が入居していたが、マナーが悪く他の入居者に迷惑をかけていたため、自分は構わないのだが、古くからの入居者が外国人の入居につき強硬に反対しているため、今回の康

さん（原告）からの入居申込みについては断りたい。」と言われた旨を説明した。

すなわち、被告は、原告がかつて入居していたマナーの悪い中国人と同様に迷惑を及ぼすおそれがあると暗に示し、正に韓国籍であることを理由に、入居を拒否したものである。

これに対し原告が納得しかねていたため、店長が「もう一度、説得してみます」と、自ら再び被告に電話し、「康さん（原告）は弁護士なのだから、常識にはずれたことは行わないと思う、一度本人と会ってみてそれから決めてほしい」等、再度説得したが、被告は、原告の入居を拒否するとの態度を変えなかった。

第3 被告の不誠実な対応

- 1 原告は、被告の入居拒否は国籍ないし民族性を理由とする差別だと考え、普門大輔弁護士（以下、「普門弁護士」という）に相談し、これを受けて普門弁護士は、店長に対し、事実関係につき、書面で返答するよう2005年（平成17年）2月1日付及び同年3月3日付で内容証明郵便を送付した（甲4、甲5）。しかし、店長は繁忙期で書面での返答が難しかったため、同年4月1日、原告、友人、丹羽雅雄弁護士（以下、「丹羽弁護士」という）及び普門弁護士がエイブルを訪れ、店長から被告の入居拒否理由について話を聞いた。その中で、店長は、前述の事情を述べ、被告の入居拒否理由は原告の国籍であったと明言した（甲6）。
- 2 原告は、被告に直接事実確認をした上で、できれば話し合いによる穏便な解決を図りたいと考えた。そこで、普門弁護士が、被告に面談を希望する旨電話で伝えた。

しかし、1回目は多忙を理由に断られ、2回目は被告の知人の不動産業者であるSを通してほしいと告げられた。

そのため、2005年（平成17年）4月30日、原告、友人及び丹羽弁護士・大橋さゆり弁護士（以下、「大橋弁護士」という）・普門弁護士は、丹羽弁護士が主宰するたんぼぼ総合法律事務所（以下「代理人事務所」という）でSと面談したところ、Sは、「とりあえず、本人に確認する」と述べた。

同年5月11日、Sより被告の言い分が代理人事務所宛にファックス送信されたが、そこで、被告は、入居拒否の原因は原告の国籍ではなく、本件物件が「ファミリー限定」であったためだと述べた（甲7）。

- 3 そこで、2005年（平成17年）5月27日、原告、友人及び村井潤弁護士（以下、「村井弁護士」という）・普門弁護士は、エイブルを訪れ、店長に対し、被告がエイブルに仲介を申し込む際、本件物件の入居条件として「ファミリー限定」を付加していたか否かを確認した。

これに対し、店長は、被告からファミリー限定とは聞いていなかったし、むしろ、本件物件は「友人同士の入居使用可」とされていた旨の説明をした。

- 4 そこで、普門弁護士が、被告に対し、直接話を伺いたい旨の申入書を同年6月8日付の内容証明郵便で送付した（甲9）。

するとSより普門弁護士宛に強い口調での抗議の架電があった。その後、被告はS同伴なら話し合いに応じるとの姿勢を示したため、代理人事務所において、被告とSとの面談の場を設けることとした。

2005年（平成17年）6月28日、代理人事務所における面談の場で、被告は、原告に対する入居拒否は国籍を理由とするものではなく、あくまでも「ファミリー限定」という入居条件に合致しなかったためとの主張を繰り返したため、面談は物別れに終わった（この際、同席した弁護士は、丹羽弁護士・村井弁護士・大橋弁護士・中森俊久弁護士・普門弁護士であった）。また、被告は、「本件物件」（本件物件）の物件情報にある「友人同士の入居使用可」との記載（甲3）は、エイブルが勝手に書き加えたものと不合理

な主張をするに至った（甲10の1及び同の2）。

- 5 以上の経緯より、被告の入居拒否は、明らかに原告の国籍ないし民族性を理由とする入居差別である。また、被告からは、原告に対して入居差別の事実を認めて謝罪するといった誠実さが一切見られなかった。

第4 被告の責任

- 1 被告の本件入居拒否行為は、国内法上では憲法14条1項に違反し、国際人権法上では国際自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約に各違反して不法行為を構成し、被告は民法709条、710条に基づく損害賠償責任を負う。

2 憲法第14条1項違反

- (1) 憲法の保障する基本的人権は、性質上日本国民固有の権利と解されるものを除き、広く外国人に対しても保障される（最判昭和53年10月4日：マクリーン事件判決他）。

そして、憲法及び各国際条約の規定は、法律の一般的、抽象的条項の解釈基準となる（札幌地判平成14年11月11日、静岡地判平成11年10月12日）。本件について言えば、民法709条の不法行為の成立要件である権利侵害ないし違法性の存否につき、憲法及び各国際条約の趣旨に合致するように判断されなければならない。

- (2) もっとも「合理性のある差別」であれば許容されるとの国内法上での議論がある。この点につき、国際法では、1998年の自由権規約人権委員会は「委員会は『合理的な差別』という概念の曖昧さに、懸念を表明する。これには客観的な基準がないため、規約26条と合致しえない」との懸念を表明し、さらには、2001年社会権規約委員会は「委員会は、締約国に対し、規約第2条2項に掲げられた差別の禁止の原則は絶対的な原則であり、客観的な基準に基づく区別でないかぎりいかなる例外の対象ともなりえないとい

う委員会の立場に留意するよう求める」との勧告を行っている。

上記懸念や勧告に従えば、憲法14条1項が例外を全く許さない訳ではないとしても、それらは基準が客観的であり、目的を達成するために行われた必要不可欠な処遇の差異に限定すべきである。

なお、憲法14条1項後段に列挙された事由による差別は、民主主義の理念に照らし原則として不合理なものである故、より厳格に判断されなければならないことは、通説も認めるところである。

- (3) 本件は、国籍ないし民族性を理由とした入居の拒否である。国籍ないし民族性は、憲法14条1項後段の「人種」あるいは「社会的身分」に含まれる。そして、住居は人間生活の基盤であり、衣食とともに生存のための最も基本的かつ不可欠な要素であることからすれば、本件入居拒否が合理的な差別として許容されるはずがないことは明らかである。

したがって、被告の本件入居拒否行為は、憲法14条1項に違反して違法の評価を免れない。

3 国際条約違反

被告の本件入居拒否行為は、国際法上では、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「国際人権自由権規約」という。）26条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下、「人種差別撤廃条約」という。）2条1項(d)に違反しており、不法行為の違法性の要件を充足する。よって、被告は原告に対し、それら国際法違反を理由として、民法709条、同法710条に基づく損害賠償責任を負う。以下詳述する。

(1) 国際人権自由権規約違反

- ア 国際人権自由権規約は、日本において1979年（昭和54年）年6月21日に批准され、同年9月21日発効している。

条約の性質上法規範性を有するものは、特別の立法を待たずに国内法的効力が認められるところ、国際人権自由権規約は、その内容に鑑みれば自

動執行的性格を有し、立法措置がなくても国内法としての効果が認められる。

この点、徳島地裁1996年(平成8年)3月15日判決(判時1597号115号)は「(自由権規約は、)自由権的な基本権を内容とし、当該権利が人類社会すべての構成員によって享受されるべきであるとの考え方に立脚し、個人を主体として当該権利が保障されるという規定形式を採用している」ことを理由に、その直接適用可能性を認めている。

イ 国際人権自由権規約26条は「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護を全ての者に保障する。」と定め、何らの制限を付さず包括的に法律の前の平等を規定している。

被告による本件入居拒否行為は、国籍ないし民族を理由とした差別であり、国際人権自由権規約26条の「国民的若しくは社会的出身」に基づく差別に該当する。そして、生活の基盤たる居住用マンションへの入居については、「国民的若しくは社会的出身」による拒否を、合理的な差別として許容されることなどありえない。

従って、被告による原告に対する本件入居拒否行為は、国際人権自由権規約26条に違反して、民法709条、710条の違法の評価を免れない。

(2) 人種差別撤廃条約違反

ア 人種差別撤廃条約は、日本において、1995年(平成7年)12月20日に加入され、1996年(平成8年)1月14日国内発効している。

まず、人種差別禁止条約が国内法的効力を有することに争いはない。加えて、人種差別撤廃条約2条1項(d)には「すべての適当な方法によ

り」「個人・・・による人種差別も禁止する」とされており、適当な方法には、直接自国の私人間に適用できるように右条約を解釈することも含まれること、我が国の政府ないし国会は、同条約批准後も何らの立法措置をとっていないが、このことは条約の直接適用を予定していること、同条約第6条により、条約の違反行為に対する自国内の救済措置、とくに賠償を裁判所に求める権利の確保等が定められているが、これは条約締約国の国内において条約の各規定が直接裁判規範となることを予定しているからに他ならない。

したがって、同条約は自動執行力を有する。

イ 同条約の「人種」とは、人種その他皮膚の色、世系又は民族的もしくは種族的出身を広く意味する（同法5条参照）。また、同条約は、前文において「この条約の締結国は、国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基礎を置いていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のために人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し～（中略）～次のとおり協定した。」と記している。

このように、人種差別撤廃条約は、人種のみならず民族差別も含むあらゆる差別の撤廃を要求しているものと解される。

ウ 本件は、国籍ないし民族性を理由としての入居拒否行為である。それは、人種差別撤廃条約にいう人種差別行為以外の何ものでもない。

また、人種差別撤廃条約第5条は「特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する」として、同条(e)（ ）

において「住居についての権利」を明記している。このように、日本国において加入されている人種差別撤廃条約は、住居に対する権利を特に保障すべき権利として条文上明らかにしているものであり、本件入居拒否行為による被侵害利益の重大性を改めて知ることができる。

したがって、原告に対して外国籍であることを理由に本件マンションへの入居を拒絶した本件入居拒否行為は、人種差別撤廃条約第2条1項(d)及び同条約第5条(e)()に違反して、民法709条、710条の違法の評価を免れない。

(3) 国際人権社会権規約違反

居住の自由は、憲法22条1項により何人も認められているとともに、住居の確保は、人間生活の基盤であり、衣食と共に生存のための最も基本的な要素である。故に居住の自由は、自由権的性格のみならず社会権的性格をも有する重要な権利である(憲法25条参照)。この点、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(以下、「国際人権社会権規約」という)2条2項は、「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種...によるいかなる差別もなしに行使されることを約束する。」と規定し、同規約11条1項において、「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な...住居を内容とする生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適切な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。」と規定して、各締約国に対し、すべての者が差別なく相当な住居を得られるように適切な措置をとるよう義務づけている。右国際人権社会権規約2条2項及び同11条1項は、いずれも自動執行的性格を有するものである。

したがって、原告に対して外国籍であることを理由に本件マンションへの入居を拒絶した本件入居拒否行為は、国際人権社会権規約第2条2項及び

同 11 条 1 項に違反して、民法 709 条、710 条の違法の評価を免れない。

(4) 本件へのあてはめ

ア 確かに、被告が自ら経営する賃貸マンションに、居住者として誰を入れ誰を入れないかは本来私的自治に委ねられているようにも思われる。

しかし、私的自治と言えども全く制約がないわけではなく、憲法及び上記各国際人権条約に定められている内容が我が国の「公序」を構成するので、これに反する行為は違法となる。

イ 被告は、不動産業者を通して本件物件の入居者を広く募集していたところ、国籍ないし民族性だけを理由に原告の入居を拒んだものである。しかもそれは、本件物件が不動産業者を介して原告に紹介され、被告が原告の入居を基本的に承諾している前提で、原告が友人とともに本件マンションを見に行き、最終的に入居を決めた矢先のことであり、被告の拒絶は何らの合理性もない。

ウ 以上からすれば、被告の本件入居拒否行為は、憲法、国際人権自由権規約ないし人種差別撤廃条約及び国際人権社会権規約の趣旨に鑑みて公序に反し違法であり、被告は原告に対し、民法 709 条、710 条に基づく損害賠償責任を負う。

第 5 被告大阪市の責任

1 はじめに

本件物件は、大阪市北区に存在し、家主である被告らも大阪市内に居住している。大阪市には、多くの在日韓国・朝鮮人が居住している。被告大阪市は、市内において、在日韓国・朝鮮人が国籍ないし民族差別に基づく入居拒否に遭い、住居を確保できないという権利侵害を受けている実態を認識しながら、かかる差別を解消するために必要な立法行為を何ら行わなかったものである。そ

の結果、被告による本件入居拒否が行われ、原告に損害を与えた。

かかる被告大阪市の不作為は、違法の評価を免れず、同大阪市は、国家賠償法 1 条 1 項により原告に対し賠償責任を負う。

2 住居基本権の侵害

(1) 住居は、人間生活の基盤であり、衣食とともに生存のための最も基本的かつ不可欠な要素であることからすれば、住居の確保は憲法 1 3 条、2 5 条 1 項、2 2 条 1 項に根拠を有する基本的人権である。

また、本件入居拒否は、国籍ないし民族性を理由になされているが、国籍ないし民族性は、契約締結を拒否する合理的理由とはいえず、憲法 1 4 条 1 項に違反する差別である。

さらに、前述のとおり、法の下での平等を定める憲法 1 4 条 1 項が「すべて国民は」と文言上規定する点については、日本国籍を有する者のみに限定して解釈すべきではない。

確かに、対国家間での権利義務関係については、外国籍の者と日本国籍の者とで異なる取扱があることは予定されているが、対国家間に直接関係のない生活場面では、平等原則は外国人に対しても及ぼされる。ましてや、歴史的経緯により、日本に生活の本拠を置かざるを得なくなった在日韓国・朝鮮人は、生活実態においては日本国籍のある者と同様に法令遵守や納税の社会的負担を負い、職業等を通じて社会的寄与をしている存在である。このことからすれば、在日韓国・朝鮮人の住居の確保の権利は日本国籍者と全く同様に保障されなければならない。さらに言えば、在日韓国・朝鮮人が、歴史的に一時期日本国籍を有するものとされながら、かつ差別・偏見の対象とされていたという経緯に鑑みても、生活場面での差別禁止は当然に及ぶ。

本件は、住居の賃貸借契約という、対国家間に直接関係のない生活場面における差別問題であり、憲法 1 4 条 1 項の趣旨が当然及ぶと考えられる。

3 被告大阪市の立法不作為

(1) 人種差別撤廃条約 2 条 1 項には、「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する」とあり、同条項 (d) は「各締約国は、すべての適当な方法 (状況により必要とされるときは、立法も含む) により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」とする。

さらに、6 条は、「締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する」とする。

(2) 被告大阪市は、公権力の一翼を担う地方公共団体であり、その行為は国際的には国家行為とみなされ、条例制定権、地方公共団体の自治行政権を有する主体であるから国と同様の責務を負うものとみるべきである。ゆえに被告大阪市は、人種差別 (国籍ないし民族差別を含む) を終了させる義務を負う。

また、人種差別撤廃条約により締約国がとるべき具体的措置の内容については「いかなる個人・集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」という表現により、差別の撤廃という結果を求めているものである。この義務からすると、被告大阪市は同条約加入後にはただちに大阪市内における入居差別の実態調査をまず行い、それを踏まえ、それら差別を禁止する条例を制定するという作為義務があった。

(3) 上記のように、被告大阪市には、大阪市内における貸し主あるいは宅建業者による入居拒否を予防し、あるいは現に入居拒否を行った場合に強制力のある中止命令や罰則を伴う差別撤廃条例を制定する義務があった。

なお、この点に関しては、以前最高裁は、憲法や立法内容を一義的に義務づけているような例外的な場合でない限り立法不作為が違法とならないとの立場

をとっていた。

しかし、2005年（平成17年）9月14日最高裁大法廷判決は、立法不作為が国家賠償法上違法になる場合に関して「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものである事が明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合など」には、立法不作為が国賠法上違憲となるとの判断を示した。

- (4) すでに大阪地裁において、韓国籍であることを理由とした入居差別が違法となるとした判決（平元（ワ）第3122号、1993年（平成5年）6月18日判決）があり、被告大阪市は上記判決の時点で条例制定の必要性は十分認識できていた。

それにもかかわらず、被告大阪市は、何らの立法措置も行わず、入居差別を以後12年も放置していた。国籍ないし民族性を理由とした入居差別は、憲法上保障された住居基本権及び入居にあたって不合理な差別をされない権利を違法に侵害するものであることは明白である。

被告大阪市は、かかる立法義務を怠り、本件入居拒否を発生せしめ、もって原告に損害を生じさせたのであるから、国家賠償法1条1項により、原告に対して、被告と連帯して損害賠償義務を負う。

第6 損害論

以上のように、被告は、以前に入居していたという「マナーの悪い中国人」を引き合いに出して、原告の国籍を理由として、原告の本件物件への入居を拒否した。

また、原告が、被告との話し合いによる解決を模索したにもかかわらず、被告は、入居差別を否定し、原告に対する入居拒否の理由は、国籍ではなく、本

件物件が「ファミリー限定」であったためであり、物件情報の「友人同士の入居使用可」との記載は、エイブルが勝手に書き加えたものであるとの不合理的な言い訳に終始した（甲10）。

原告はこの入居差別により、人としての尊厳を貶められ人格を否定され、はかりしれない衝撃を受けた。

その後、入居差別の事実を全面的に否定する被告の不誠実極まりない対応により、再び絶望の淵に追いやられるという精神的苦痛を蒙った。

さらに、被告大阪市が前記の立法義務を尽くしていれば、本件入居差別は起こりえなかったものであり、被告大阪市による立法不作為などの行為によって、原告は上記損害を蒙ったのであるから、被告大阪市も被告と共同して損害賠償責任を負う。

原告の受けた精神的損害は、敢えて金銭換算すると500万円を下らない。

また、原告は弁護団を結成し本件提訴に及ばざるを得なくなり、この弁護団に対する弁護士費用は50万円を下らない。

以上により、原告が蒙った損害は、550万円を下らない。

第7 結論

よって、原告は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して金550万円及び不法行為の日である2005年（平成17年）1月15日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めて本訴に及ぶ次第である。

この訴状は、集会資料用として文中の原告および弁護団以外の固有名詞については、修正を加えてあります。